

植物検疫の臭化メチル規制に関する動き

(平成24年11月20日)

植物検疫の基準等を検討する国際植物防疫条約（IPPC）事務局と国連環境計画（UNEP）事務局は、臭化メチルの大気への排出量抑制の具体的な成果を上げるためには、適切なコストで成果があり、ニーズに適した代替え方法についての情報を植物検疫当局が有していることが必要であるとして、2012年11月14日にこの目標を実現するために覚え書きを結んだことが国際連合食糧農業機関（FAO）日本事務所のホームページに掲載されている。

覚え書きには以下の項目等が挙げられている。

- ・代替え方法への移行には、何を検出すべきかを明らかにするため、植物検疫で使用される臭化メチル使用の現状に関する情報収集を強化する。
- ・臭化メチルに管理について、地域や国際レベルでの連携調整を行う。
- ・臭化メチル排出量の削減及び臭化メチルに変わる消毒方法の開発に関する情報交換及び共同研究を促進するとともに、臭化メチルの回収と再利用のための技術の普及を奨励する。

今後は、植物検疫分野における臭化メチルの使用目的、使用量等に関する国の調査が一層詳細に行われるとともに、臭化メチル以外のくん蒸剤への転換が更に推奨される可能性がある。